



伝統ある文化や祭りを後世に伝え、発展させていくために

## 伝統芸能の備品購入・修繕や活動に補助

市は、伝統芸能に使う用具などの修繕や購入の費用、市外での活動に必要な経費の一部を助成します。

いずれも、対象は伝統芸能活動を行っている町内会や地域住民で組織する団体です。企業や学校の団体、サークル活動のグループは対象になりません。

申請に必要な書類など詳しくは、文化課（☎ 321-1203）へ問い合わせてください。市ホームページでも確認できます。

### 伝統芸能の備品購入や修繕の助成

●対象＝山車やみこし、獅子頭、太鼓、笛など古くから地域に根差した伝統芸能の備品や山車蔵などで、来年3月末までに修繕が購入、建築が見込まれるもの ●補助金額＝対象経費の3分の2以下(上限100万円。他の補助金などを併せて受ける場合は、その補助金などの額を除いた金額を対象経費とします) ●申し込み＝5月9日(月)までに、市役所7階文化課か各支所地

域振興課にある申請書に必要な書類を添えて、同課へ

### 伝統芸能の市外での活動を助成

助成の対象となる費用は、市内に在住で、衣装などを身に着けて直接活動する人の旅費と宿泊費です。ガソリン代や用具だけの運搬にかかる費用は対象になりません。

申請する場合は、活動を実施する前に文化課に相談してください。謝礼や報酬を受けていたり、他の補助制度を利用していたりする活動は対象外です。申請が予算額に達した場合は、受け付けできないことがあります。

●対象＝次の①～③の全てに当てはまる活動①市外で行われる伝統芸能②本市の文化や歴史などを全国に発信することができると思われる③来年3月末までに活動が完了する ●補助金額＝対象経費の2分の1以内(上限20万円)



市内の空き家問題の解決・改善に向けて

## 空き家の管理・解体・活用に助成します

市は、空き家を管理・解体・活用する場合の助成を今年度も行います。申請の受け付けは、4月1日からです。制度によって、対象となる空き家の要件や提出書類、申請方法、助成を受けられる回数などが異なります。必ず事前に相談してください。

工事などは、市の交付決定を受けてから開始してく

ださい。交付決定を受ける前に着工した場合は、助成の対象になりません。予算額に達したときは、助成を終了します。

問い合わせは、建築住宅課（☎ 321-1314）か行政書士高崎事業協同組合空き家対策専用電話（☎ 080-8090-0222）へ。

制度の種類	助成の内容	上限額
①空き家管理助成金	建物の管理を委託した場合や敷地内の除草など、空き家を管理するためにかけた費用の2分の1	20万円
②空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽化した空き家の解体にかかった費用の5分の4	100万円
③空き家解体跡地管理助成金	②を利用して、空き家を解体した敷地の除草などにかかった費用の2分の1	20万円
④地域サロン改修助成金	空き家を高齢者や子育て世代などが気軽に利用できるサロンとして改修する場合、改修費用の3分の2	500万円
⑤地域サロン家賃助成金	空き家をサロンとして借りる場合、家賃の5分の4	月額5万円
⑥空き家活用促進改修助成金	空き家を居住目的で購入して改修する場合、改修費用の2分の1	倉淵・榛名・吉井地域 500万円 上記以外の地域 250万円
⑦定住促進空き家活用家賃助成金	倉淵・榛名・吉井地域にある空き家を居住するために借りる場合、家賃の2分の1	月額2万円
⑧空き家事務所・店舗改修助成金	空き家を改修し、事務所や店舗を新たに営業する場合、改修費用の2分の1	500万円

注意：市では、市内の空き家の紹介は行っていません。空き家を解体・改修することにより、固定資産税などが増額になる場合があります。②⑥⑧は、使用されなくなってからおおむね10年以上経過した戸建ての空き家が対象です

住宅などの耐震化にかかる費用を助成します

## 地震から命を守るために

3月16日に福島県沖で発生した地震で、宮城県と福島県で震度6強を、本市で震度4を観測しました。揺れの大きい地域では、屋根瓦の落下やブロック塀の倒壊などの被害も起きています。今回は、住宅などの耐震化を進めるための助成制度などについてお知らせします。

問い合わせは、建築指導課（☎ 321-1271）へ。



倒壊した塀が避難や救助の妨げになることも

### 耐震化を進める助成制度を活用してください

市は、もしものときに備え、住宅などの耐震化を進めるために、7種類の助成を行っています。制度によって、対象要件や提出書類、申請方法などが異なります。また、診断技術者が耐震を診断する木造住宅耐震診断

技術者派遣事業※1も行っていきます。必ず事前に相談してください。

申請の受け付けは、5月9日(月)～12月16日(金)です。予算額に達したときは、助成を終了します。

制度の種類	助成の内容	上限額
制度1 木造住宅耐震診断	住宅※2の耐震診断にかかる費用の2分の1を助成※1	5万円
制度2 木造住宅補強設計	住宅※2の耐震化のための補強設計※3にかかる費用の2分の1を助成※1	10万円
制度3 木造住宅耐震改修	住宅※2の補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用(工事監理費を含む)の5分の4を助成※1	140万円
制度4 住宅の屋根の耐震改修	住宅※2の瓦屋根の全てを、耐震化のために葺き替える工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円
制度5 塀の除去・改修	道路沿いに設けられた塀(高さ0.8m以上・延長5m以上)の除去工事と新たに塀を造る工事にかかる費用の2分の1を助成。除去工事は一律2万円※4	20～50万円※5
制度6 広告塔の除去・改修	高さが4mを超える自家広告物のための広告塔の除去工事と、新たに広告塔を造る工事にかかる費用の2分の1を助成。除去工事は一律5万円	50万円
制度7 住宅の擁壁の改修	住宅※2にかかる道路沿いの高さが2mを超える擁壁を除去し新たに造る工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円

※1 昭和56年5月31日以前の住宅が対象 ※2 居住部分の床面積が2分の1以上の住宅(併用を含む) ※3 建築物の構造の強さを示す指標「上部構造評点」が1.0未満の建物を1.0以上にするための補強設計。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建物 ※4 道路路面から0.6m以下の高さに一部除却する工事も対象 ※5 築造長さは除去前の塀の長さが上限。上限額は築造長さによって異なる

### ブロック塀や石の塀の点検を行ってください

倒壊による被害を防ぐため、家の周囲などのブロック塀や石の塀について、次のポイントを参考に自己点検を行いましょう。また、塀の中の鉄筋の有無や改修などについては、塀を造った施工業者に相談してくだ

さい。道路沿いに設けられた塀の除去や改修が必要なときは、上表の助成制度5を利用できる場合があります。対象要件を確認の上、ぜひ活用してください。

□高さが地面から2.2m以下か(石の塀の場合は、1.2m以下か)

□傾き、ひび割れ、ぐらつきがないか

□高さが1.2mを超える場合、長さ3.4m以下ごとに支えとなる壁があり、その長さが塀の高さの5分の1以上か(石の塀の場合は、長さ4.0m以下ごとに支えとなる壁があり、その長さが塀の厚さの1.5倍以上か)

□塀の厚さが10cm以上(塀の高さが2mを超える場合は15cm以上)あるか(石の塀の場合は、塀の厚さが塀の高さの10分の1以上か)

□土の中にコンクリートの基礎があるか